

知っ得! 税金あれこれ

なっ得!

市県民税／固定資産税・都市計画税 共通


『市県民税』と『固定資産税・都市計画税』の納税通知書の様式が変わります

これまでの「納税通知書」を、より見やすく、分かりやすくするため、A4サイズに大きくするなど様式を変更します。

『市県民税』は令和3年2月以降、『固定資産税・都市計画税』は令和3年4月以降の納税通知書から変更します。

《変更のイメージ》

従来の納税通知書



納税通知書


+

納付書

これまでは納付書と同じサイズの納税通知書を送付していました

➔

新しい納税通知書



納税通知書

+

納付書

納税通知書が多色刷りに変わります

目次	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市県民税／固定資産税・都市計画税 … 1 ■ 市県民税 … 2～3 ■ 固定資産税・都市計画税 … 4～5 ■ 都市計画税／事業所税 … 6 ■ 軽自動車税(種別割) … 7 ■ 納税 … 8
----	---

この記事は、令和2年12月1日現在の地方税法などに基づいて作成しています



未婚のひとり親に対する税制上の措置 および寡婦（寡夫）控除が見直されました

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除が見直されました。これまで同じひとり親であっても、婚姻歴の有無や、性別によって控除の適用が異なっていました。今回の改正では、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から次のとおり見直され、令和3年度市県民税（所得税は令和2年分）から適用されます。

①ひとり親控除・・・・・・・・・・所得控除額：市県民税30万円（所得税35万円）

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、前年の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について適用されます。

②寡婦控除・・・・・・・・・・所得控除額：市県民税26万円（所得税27万円）

上記①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除が適用されますが、扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）が設定されます。

※ひとり親控除・寡婦控除のいずれについても、住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は対象となりません

※ひとり親控除・寡婦控除の適用を受けている人は、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市県民税が非課税となります

※ひとり親控除・寡婦控除の適用を受けるためには、市県民税申告・年末調整などの際に申告する必要があります

		改正前				改正後					
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
女性	扶養親族 有	子	30万円	26万円	30万円	26万円	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	26万円	26万円	26万円	26万円	26万円	—	26万円	—	—
		無	26万円	—	—	—	—	—	—	—	—
		無	26万円	—	—	—	—	—	—	—	—
男性	扶養親族 有	子	26万円	—	26万円	—	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—	—

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除が見直されました

平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除が見直されました。特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。この改正は令和3年度の市県民税（所得税は令和2年分）から適用されます。

※給与所得と公的年金等に係る雑所得が両方ある人や、給与収入が850万円を超える人で一定の要件を満たす人は、所得金額調整控除により給与所得から一定の金額が差し引かれます

※この改正により、配偶者控除・扶養控除や、本人が寡婦・障害者等の場合の非課税基準について、所得要件が引き上げられました（例：同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更されますが、給与収入に換算した場合は103万円以下で変更ありません）

それぞれの控除の詳しい改正内容については市ホームページ（[HP](http://www.city.hiroshima.lg.jp) 1570757016691）をご覧ください。

令和3年度から医療費控除を受けるためには 「医療費控除の明細書」の添付が必要です

令和3年度（所得税は令和2年分）から、医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。平成30年度から令和2年度までは、経過措置として、従来どおり医療費の領収書の添付または提示により申告することもできましたが、令和3年度からは医療費控除の明細書の添付がない場合、申告できなくなります。医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書を添付し、領収書は自宅で5年間保存してください。

なお、医療費控除の明細書の様式は市ホームページ(HP ID1511851358513)や国税庁ホームページなどから入手できます。

○医療費控除の明細書の記載例

令和3年度 医療費控除の明細書 (令和2年分)		※この控除を受ける人は、スイッチOTC薬控除は受けられません			
氏名					
1 医療費通知に関する事項					
<div style="border: 2px solid pink; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 医療費のお知らせ(医療費通知書) を添付する場合は、こちらに記入 </div>		(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	
		256,000円	⑦ 76,800円	① 0円	
2 医療費(上記1以外)の明細					
(1) 医療を受けた人の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分		(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
四日市 太郎	<input type="checkbox"/> 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円	0円
同上	JR,○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560円	0円

「同じ人」かつ「同じ支払先」のものは、1年分まとめて1列に記載してもOK

※病院・薬局へ支払った医療費、通院にかかった交通費などは、「医療を受けた人の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記載することができます

※保険適用の療養を受けた際に、医療保険者（市町村や健康保険組合など）から交付される医療費のお知らせの原本を添付することによって、明細の記入を省略することができます。医療費控除の申告の対象になる期間は各年1月～12月ですが、医療費のお知らせに記載される期間は、医療保険者により異なります。そのため、医療費のお知らせに反映されていない月分の医療費については、医療費控除の明細書を作成する必要があります。保険適用外の療養に関しても医療費のお知らせには記載されませんので、医療費控除の明細書を作成する必要があります

※控除の対象になる医療費の範囲など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 市民税第1・第2係 ☎354-8132 FAX 354-8309

✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

固定資産税・都市計画税

令和3年度は「評価替え」年度です

令和3年度は、土地・家屋の評価額を見直す、「評価替え」年度に当たります。前回の平成30年度「評価替え」から3年間分の資産価格の変動に対応し、適正な価格に見直すために行います。

「評価替え」については、「広報よっかいち」3月下旬号で詳しくお伝えします。

<家屋>

下記の改修工事を行った住宅は固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く） ※延床面積 50㎡以上 280㎡以下、併用住宅の場合は住宅部分が1/2以上	平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
手続き要件	改修後3カ月以内に減額申告書の提出が必要です 一戸あたりの工事費（補助金などをもって充てる部分は除く）が50万円を超える場合に適用されます		
減額内容	1/2を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。 一戸当たり120㎡相当分まで ※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間減額	1/3を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。 一戸当たり100㎡相当分まで ※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額のみ、重複可能	1/3を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。 一戸当たり120㎡相当分まで

- ・耐震改修・省エネ改修により長期優良住宅に該当することとなった家屋については、必要書類・減額範囲などが異なります
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物に該当し、耐震改修をした家屋に対しても固定資産税の減額が適用されます
- ・その他要件や申請方法など詳しくは、資産税課家屋係までお問い合わせください

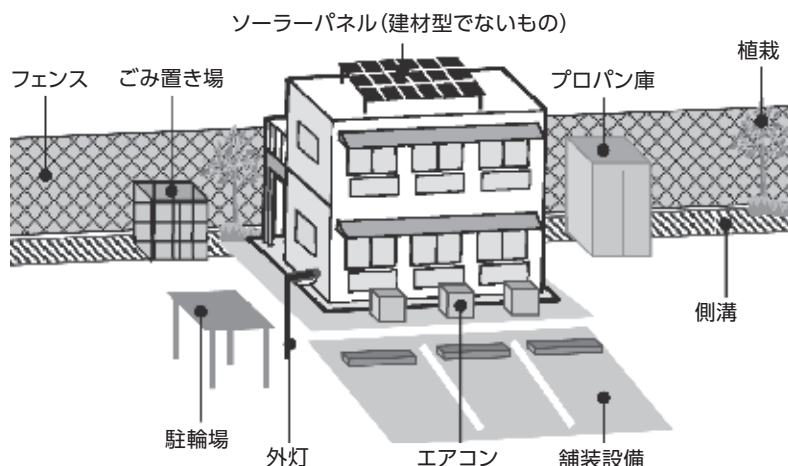
<償却資産>

事業主やアパートの経営をしている人は償却資産の申告をお願いします

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートの賃貸経営をしたりしている法人や個人が、所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税がかかります。

令和3年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、2月1日(月)までに申告をお願いします（eLTAXによる申告も可能です）。なお、「申告書」と「申告書の手引き」は、昨年度ご申告いただいた人へ12月中旬に送付しています。

【例】共同住宅の主な償却資産は下図のとおりです
（建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です）



＜事業用家屋・償却資産＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等に対する令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、事業者が所有する事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税を、令和3年度課税の一年分に限り、事業収入の減少割合に応じて軽減します。

●事業収入の減少割合および軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が、前年の同期間の事業収入の合計と比較した際の減少割合	軽減率
30%以上50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	全額

●対象となる「中小事業者等」とは

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人や個人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の場合

※次の法人は、資本金が1億円以下でも対象となりません

- ・同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる事業者は対象となりません

●軽減対象となる資産

中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋および償却資産

※事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象になります

※事業用であっても土地は軽減の対象外です

●申告方法について

- 1 市ホームページ (HP ID1597647512811) から

四日市市 固定資産税 中小事業者

Q 検索

特例申告書様式を入手してください

- 2 認定経営革新等支援機関等で、要件を満たしていることの確認を受けてください

※認定経営革新等支援機関等とは

中小企業等経営強化法の認定を受けた「認定経営革新等支援機関」のほか、税理士、商工会議所、青色申告会なども含まれます

- 3 認定経営革新等支援機関等で確認を受けた特例申告書（原本）と、同機関に提出した書類と同じもの（写し可）を、令和3年2月1日(月)までに、資産税課の窓口または郵送などで提出してください

提出する書類

- ① 特例申告書（原本）認定経営革新等支援機関等で記名、確認印をもらったもの
- ② 収入が減少したことを証する書類（写し可）会計帳簿や青色申告決算書の写しなど
- ③ 事業用家屋を所有している場合、特例対象家屋の事業用割合を示す書類（写し可）青色申告決算書など

制度の詳細は、中小企業庁ホームページをご覧ください。

中小企業庁 固定資産税

Q 検索

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な費用に充てるため課税されるものです。

- 都市計画事業とは** …「都市計画施設」の整備に関する事業および市街地開発事業をいいます。
都市計画施設とは、道路などの交通施設や公園、上下水道施設、ごみ焼却場など、都市になくてはならない施設です。
- 課税対象資産** …都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地および家屋です。
- 納税義務者** …該当する土地または家屋の所有者です。
- 税額の計算方法** …課税標準額（※）×0.2%（税率）
※該当年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となります。ただし、土地については負担調整措置や住宅用地の特例等に該当する場合は異なります
- 納税の方法** …固定資産税と併せて納めていただきます。

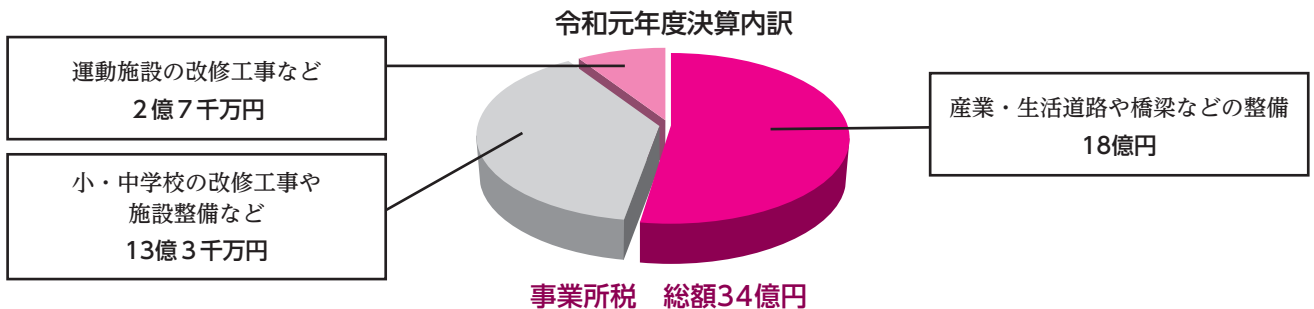
●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック)
●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **資産税課 土地係** ☎354-8134 FAX 354-8309
家屋係 ☎354-8135 FAX 354-8309
管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309
✉ shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp

事業所税

- 事業所税とは** …事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で政令により指定された都市などで課税されています。
- 事業所税のしくみ** …事業所税には「資産割」と「従業者割」の2種類があります。

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等の合計床面積が 1,000㎡を超える事業者	市内の事業所等の従業者数合計が 100人を超える事業者
課税標準	市内にある事業所等の床面積	従業者(役員を含む)への支払給与総額
税率	床面積 1㎡につき600円	従業者への支払給与総額の 0.25%
申告方法	申告納付(eLTAXによる申告も可能です)	
申告(納付)期限	法人 事業年度終了の日から2カ月以内	個人 事業を行った年の翌年の3月15日まで

事業所税の使途 …事業所税は、次のような事業に充当され、皆さんの暮らしに役立てられています。



●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「事業所税」をクリック)
●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 諸税係** ☎354-8133 FAX 354-8309
✉ shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

軽自動車税（種別割）

種別割は4月1日現在の所有者にかかる税金です

種別割は、毎年4月1日現在に軽自動車やオートバイなどを所有する人に対して課税されます。

普通自動車と異なり、月割課税制度はありません。例えば5月に廃車や名義変更の手続きをしても、4月1日に所有していれば、その年度分は全額納めていただくことになります。

軽三輪・軽四輪（660cc以下）について

○種別割の税率は以下のとおりです

車種	税率		
	平成27年4月1日以降に 新車新規登録した車両	平成27年3月31日までに 新車新規登録した車両	経年重課対象車両 ※
三輪	3,900円	3,100円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	12,900円
	営業用	5,500円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	4,500円

※経年重課とは、新車新規登録後13年を経過した車両に適用されるもので、廃車するまで継続されます。

令和3年度に経年重課対象となる車両は、平成20年3月以前に新車新規登録したものです

減免の対象を拡充します

令和3年4月から、身体障害者などの人と同居している家族が運転する場合の減免対象を拡充します。

減免の要件のうち、対象車両の使用目的について、従来の「通勤、通学、通院、通所、生業のための使用」に限らず、今後は「社会生活を営むためのすべての使用（社会参加活動）」を対象とします。

その他減免の詳細は、市ホームページ（HPID1601530648086）をご覧ください。

税止めの申告について

三重・四日市ナンバーの軽自動車やオートバイ（125ccを超えるもの）などの登録の変更手続き（廃車、住所・名義変更など）を三重県外で行ったときは、税金を止めるための申告をご自身でしていただく必要があります。

登録を変更された場合は、下記のいずれかの書類を市民税課諸税係まで提出してください。

<必要な書類> ★税申告書 または、★旧車検証+新車検証

Q&A



Q 道路を走らない農耕作業車やフォークリフトにも税金はかかるの？

A 道路の走行の有無に関わらず、課税されます。所有者になった時点で申告をし、ナンバープレートを手体に取り付けてください。

Q 原動機付自転車が盗難に遭った場合はどうしたらいいの？

A 警察へ盗難届を提出し、市役所で廃車手続きをしてください。その際、盗難届を出した警察署名・提出年月日・受理番号・印鑑が必要です。

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「軽自動車税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 諸税係

☎354-8133 FAX 354-8309

✉ shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

納 税

市税は納期限までに納付してください

皆さんに納めていただく市税が確定したら、納税通知書と納付書を送付します。各納付書に記載の納期限までに納付してください。

納付可能な窓口

- ・四日市市指定の金融機関、郵便局
- ・各地区市民センター（中部を除く）
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・収納推進課（市役所2階 5番窓口）

コンビニエンスストア、スマートフォンでの納付

コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書（30万円以下）は、納期限までであれば納付書に記載のコンビニエンスストアや一部のスマートフォン決済アプリでも納付できます。スマートフォンなどでの納付について、詳しくは市ホームページ（下の二次元コードまたは

QRコード 1515720231067）をご覧ください。

※スマートフォンアプリをご使用の場合は、次の点にご注意ください

- ・軽自動車税（種別割）は使用できません
- ・領収証書は発行されません



納税が困難なときは早めのご相談を

災害・病気などにより納期限までに納付が困難な場合は、早めに収納推進課までご相談ください。一定期間納税を猶予する制度や分割で納付する方法があります。

市税を滞納すると・・・

市では、市税の納期限を経過しても納付されない納税義務者に対して督促状を送付するなど、できるだけ早い時期の納付をお願いしています。

それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平性を保つため、延滞金を加算したり、給与や預貯金、不動産などの財産を差し押さえたりすることになります。

夜間・日曜窓口を開設しています

平日の昼間に納付や相談に来られない人はご利用ください。

夜間窓口

場所：収納推進課
（市役所2階 5番窓口）
受付時間：平日19：30まで
（ただし、水曜日および
年末年始は除く）

日曜窓口

場所：収納推進課
（市役所2階 5番窓口）
受付時間：毎月最終日曜日
（ただし、12月は20日）
10：00～16：00

※夜間窓口、日曜窓口ともに市役所地階の夜間休日受付へお越しください

納税は

便利で安心な口座振替

をご利用ください！

ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に振り替えるので、納付の手間が省けます。

振替可能な 税の種類	市民税・県民税（普通徴収） 軽自動車税（種別割） 固定資産税・都市計画税
必要なもの	納税通知書、通帳、通帳の届け出印
手続き場所	口座振替取扱金融機関 または郵便局の窓口 ※申込用紙は市内支店の窓口にあります。 申込用紙の郵送をご希望の場合は、収納 推進課までご連絡ください

◎ご注意

★手続きが完了するまでには約1カ月必要です。余裕を持って早めに手続きしてください

★振替通知や領収証書の発行はありません

★固定資産や軽自動車の所有者変更や課税が長期間されなかった場合は、新しく申し込み手続きが必要になります

※詳しくは、市ホームページ（下記参照）をご確認ください

納期限は納税通知書のほか、市ホームページや「広報よっかいち」でお知らせしているよ



●市ホームページでもご覧いただけます（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「納税」をクリック）

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

収納推進課 管理係

☎354-8141 FAX 354-8309

✉ syuunousuishin@city.yokkaichi.mie.jp